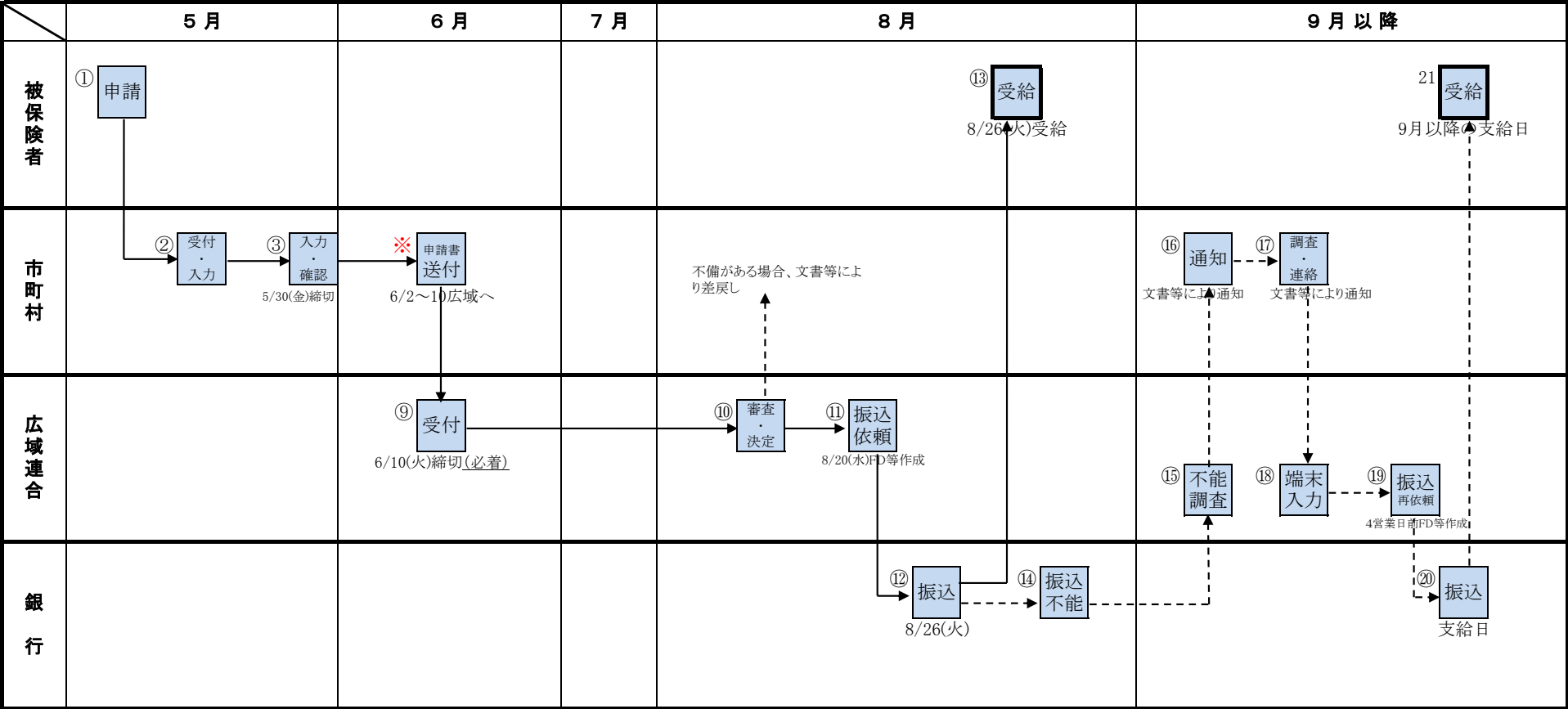


療養費支給申請スケジュール（5月申請分）について(案)



○ 申請書には申請簿を必ず添付して下さい。(後期高齢者医療事務マニュアル 給付編 第1.0版 P.8～9等参照) ○ ⑬、⑭は広域連合において原因不明の場合。市町村にて調査後、文書等にて広域へ連絡。

※ ④～⑨(市町村において申請書の締切後における手順)

	広域連合	市 町 村	備 考
・ 6/2 (月)12:00まで		④ 6/2の12:00までに全ての申請書の申請内容を標準システム端末から入力する。	
・ 6/2 (月)13:00以降	⑤ 市町村の端末Dフォルダへ申請簿等(1回目)の挿入	⑥ 申請簿等(1回目)の受信後、申請簿等と申請書の照合。訂正があれば端末からデータの入力	申請簿のファイルを開く際は「マクロを有効」にする。
・ 6/3(火)		〃	
・ 6/4(水)		〃	
・ 6/5(木)	⑦ 市町村の端末Dフォルダへ申請簿等(2回目)の挿入	⑧ 申請簿等(2回目)と申請書の照合・確認した後、申請簿(2回目)と申請書をファイルし広域へ送付	配達証明等、又は直接持参。
・ 6/6(金)		〃	〃
休日 6/7(土)～6/8(日)			
・ 6/9(月)		〃	〃
・ 6/10(火)	⑨ 広域連合へ申請簿及び申請書の到着 (必着)		直接持参。

- 1回目の申請簿により申請書と照合し、訂正等が無ければ広域連合まで提出。訂正等があれば訂正内容を端末から入力し2回目の申請簿を用いて提出する。
(但し、1回目の申請簿等において訂正の無い市町村についても2回目の申請簿等の受信はあります。)
- 申請内容確認用データにより、必ず口座情報の確認もして下さい。訂正があれば訂正内容を端末から入力して下さい。
- 振込不能分については、原因の解明後、翌月以降の各支給日において振込処理予定。